

## 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の規制に関する運用基準

この運用基準は、柳川市火災予防条例（平成 17 年条例第 163 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 に規定する放電加工機、第 30 条から第 34 条の 2 に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、その細目等を定めることにより、規制事務の統一並びに円滑な事務執行を図ることを目的とする。

### 第 1 適用範囲

この運用基準は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵又は取り扱う全ての場所について適用する。ただし、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲及び同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、別紙によることができるものとし、当該部分ごとに本運用基準を適用するものとする。

### 第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する事項（条例第 30 条関係）

#### 1 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないための必要な措置（条例第 30 条第 3 号）

「危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置」とは、貯蔵又は取扱いの形態に応じた密栓、受皿、バルブの管理等による措置をいう。

#### 2 地震等による容器の転倒等防止のための必要な措置（条例第 30 条第 6 号）

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、次に掲げる方法により措置されたものをいう。

(1) 戸棚、棚等に貯蔵する場合は、戸棚、棚等を容易に傾斜、転倒、又は落下しないよう固定すること。ただし、高さが低く、据付面積が大きい戸棚等、容易に転倒しないと認められるものについては、固定しないことができるものとする。

(2) 容器の転倒、落下又は破損を防止するために有効な柵等（ビニルコード、カーテンワイヤー等の弛みが生じる材料を避け、不燃材料の板又は棒状のものに限る。）を設けること。

なお、柵等の高さについては、容器の滑動、収納する容器の大きさ等を考慮し、決定すること。

### 第 3 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準に関する事項（条例第 31 条の 2 関係）

#### 1 危険物の性質に応じた遮光又は換気（条例第 31 条の 2 第 1 項第 3 号）

「危険物の性質に応じ、遮光又は換気」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないよう、適正な温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。

なお、「遮光」とは、直射日光に限らず、光をあてない措置を講じることをいい、「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

#### 2 その他の計器（条例第 31 条の 2 第 1 項第 4 号）

「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等が含まれるものであること。

なお、計器類が多数設置される施設にあつては、集中して監視できる方法を指導すること。

### 3 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所等（条例第31条の2第1項第7号）

- (1) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスの漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」は、実態により判断するものとする。

なお、「可燃性の蒸気」とは、引火点40℃未満の危険物から生じる蒸気をいい、「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいい、「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのあるものをいう。

- (2) 「完全に接続し」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。
- (3) 「火花を発する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。

#### ア 機械器具

- (ア) グライNDER等衝撃により火花を発するもの
- (イ) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの
- (ウ) 電気設備

#### イ 工具、履物等

ハンマー、底にびょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの

### 4 危険物の局部的加熱の防止（条例第31条の2第1項第10号）

「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

- (1) 直火を使用しない方法
- (2) 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
- (3) 被加熱物の温度分布に片よりを生じさせない方法

### 5 防火上安全な場所（条例第31条の2第1項第11号）

「防火上安全な場所」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量、性状、貯蔵取扱場所の規模、火気使用箇所からの距離、周囲の状況等、実態により判断するものとする。

### 6 塗装作業を行う場合の防火上安全な場所（条例第31条の2第1項第12号）

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかに該当する場所とする。

- (1) 屋外であつて、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- (2) 屋内であつて、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- (3) 屋内の区画された場所であつて、次のアからウに掲げる条件を全て満たすもの。

ア 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のもので

あること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

- (4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しないこと。

#### 7 焼入れ作業の方法（条例第 31 条の 2 第 1 項第 13 号）

「危険物が危険な温度に達しない」ための方法には、次の方法がある。

- (1) 焼入れ油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) 攪拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

#### 8 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（条例第 31 条の 2 第 1 項第 15 号）

「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにする」ための方法には、次の方法がある。

- (1) バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーによる燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続し、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

- (2) 危険物の流出防止方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合等に戻り配管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火災監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

#### 9 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（条例第 31 条の 2 第 1 項第 16 号）

- (1) 「危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合」は、次によるものとする。

ア 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

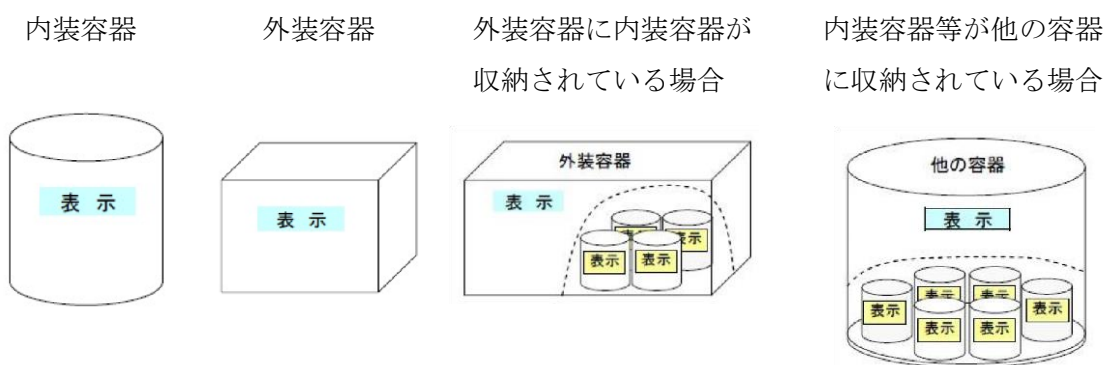
イ 「これと同等以上であると認められる容器」には、次のものがある。

(ア) 『危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示』（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）第 68 条の 2 の 2 の規定に適合する容器

(イ) 告示第 68 条の 3 の規定に適合する容器

- (2) 内装容器等の表示については、次による。

ア 表示を要する内装容器等（第 1 図参照）



第1図 表示の例

イ 内装容器等の表示方法（第1表参照）

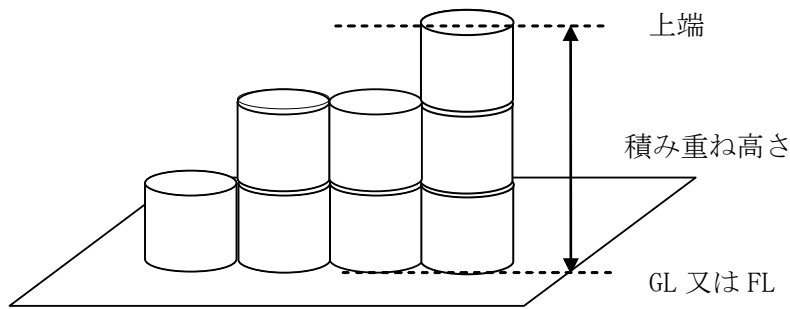
第1表

条文	収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の最大容積	品名 危険等級 化学名 水溶性	危険物の数量	注意事項
危省令第39条の3第2項	・危省令別表第3、3の2、3の3及び3の4による	要	要	要
危省令第39条の3第3項	・第一、二、四類（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の危険物 ・最大容積 500 ml以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第4項	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積 150 ml以下	不要	要	不要
	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積 150 mlを超え 300 ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第5項	・第四類のエアゾール ・最大容積 300 ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第6項	・第四類の危険物のうち動植物油類 ・最大容積 2.2ℓ以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示

※ 危省令とは『危険物の規制に関する規則』（昭和34年総理府令第55号。以下「危省令」という。）をいう。

10 容器の積み重ね高さ（条例第31条の2第1項17号）

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。（第2図参照）



第2図

11 標識、掲示板（条例第31条の2第2項第1号）

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

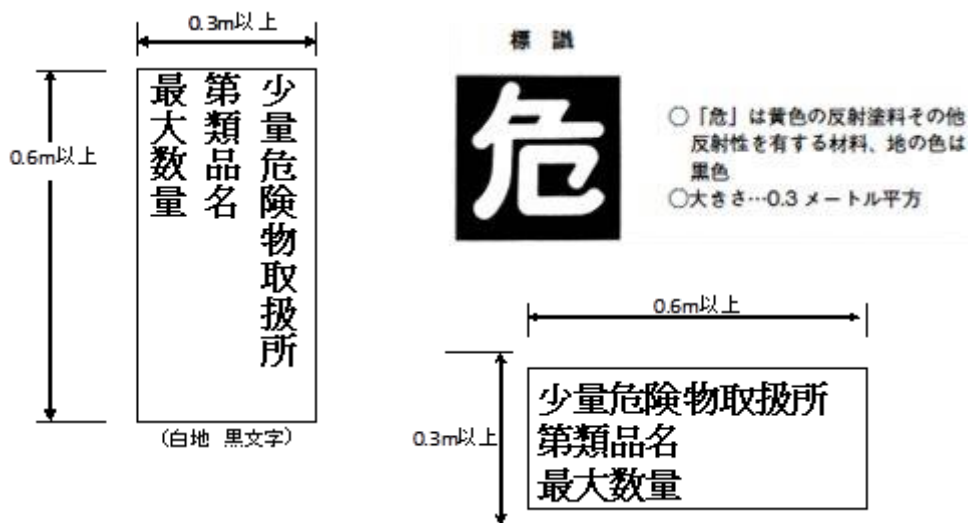
ア 標識及び掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設けること。

なお、危険物を取り扱う部分が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料により他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）である場合又は危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に3m以上の空地が確保されている場所（以下「保有空地例」という。）である場合は、当該貯蔵取扱所の見やすい位置に設けること。

イ 標識及び掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができるものとする。

ウ 標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

エ 標識は、『柳川市火災予防規則』（平成27年規則第28号。以下「予防規則」という。）別表第2によること。



オ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危省令第18条の規定を準用すること。

(2) 移動タンク

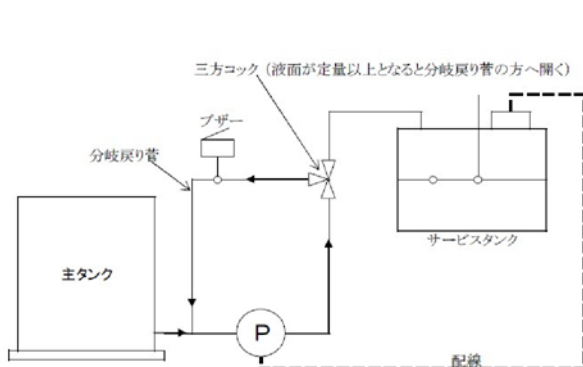
標識は、車両の前後の確認できる見やすい位置に設けること。

12 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備（条例第 31 条の 2 第 2 項第 2 号）

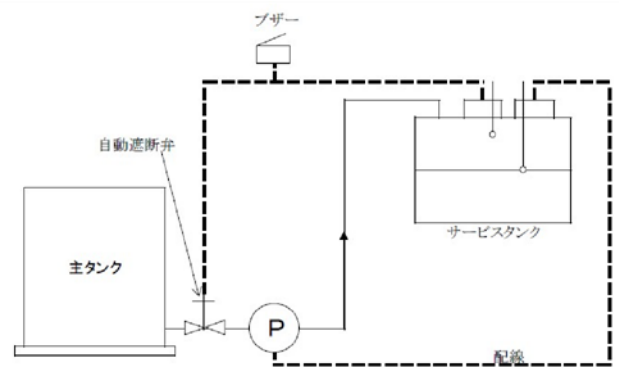
(1) 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、二重缶、二重配管、戻り配管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受け皿、囲い、逆止弁及びふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱い形態等を考慮し、実態に即した有効なものであること。

なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の口径の概ね 1.5 倍以上とすること。

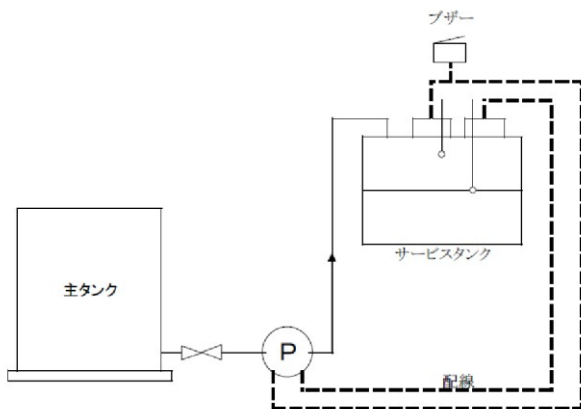
(2) 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けた例は、次のとおりとする。（第 3-1 図～第 3-4 図）



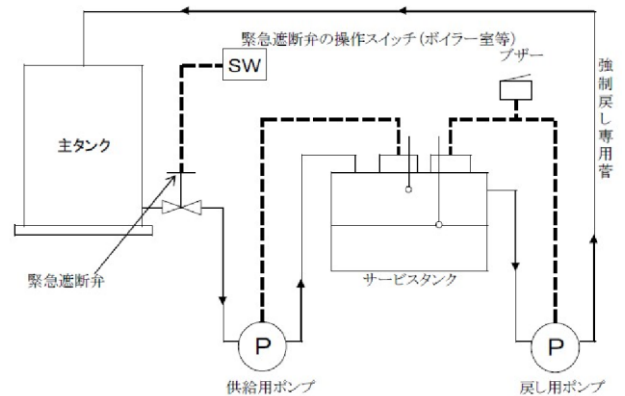
第 3-1 図 分岐装置による措置



第 3-2 図 二重フロートスイッチによる遮断措置



第 3-3 図 二重フロートスイッチによるポンプ停止措置



第 3-4 図 強制戻し専用管及び緊急遮断弁による措置

13 温度測定装置（条例第 31 条の 2 第 2 項第 3 号）

「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵・取扱い形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

14 危険物を加熱乾燥する設備に対する火災防止設備（条例第 31 条の 2 第 2 項第 4 号）

「火災を防止するための附帯設備」については、次の例がある。

- (1) 温度を自動的に制御できる装置又は機構
- (2) 引火又は溢流着火を防止できる装置又は機構

(3) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

#### 15 圧力計及び安全装置（条例第 31 条の 2 第 2 項第 5 号）

(1) 加圧設備等における「圧力計」については、次の条件を満たすものとする。

ア 常時、圧力が視認できるもの

イ 最大常用圧力の 1.2 倍以上の圧力を適切に指示できるもの

(2) 加圧設備等における「有効な安全装置」については、次に掲げるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの

#### 16 熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造（条例第 31 条の 2 第 2 項第 6 号）

「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」は、熱媒体又はその蒸気そのまま噴出しないよう当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンク等に導く構造とする。

#### 17 電気設備に関する規制（条例第 31 条の 2 第 2 項第 7 号）

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく『電気設備に関する技術基準を定める省令』（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 68 条から第 70 条までの規定であること。

#### 18 静電気を有効に除去する装置（条例第 31 条の 2 第 2 項第 8 号）

(1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類及び導電率が  $10^{-8}\text{S/m}$ （ジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。

(2) 「静電気を有効に除去する装置」とは、次に掲げるものをいう。

ア 接地によるもの

(ア) 接地抵抗値が概ね  $1,000\ \Omega$  以下となるよう設けること。

(イ) 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続すること。

(ウ) 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。

(エ) 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とし、取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所以外とすること。

(オ) 接地端子の材質は、導電性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いること。

(カ) 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。

イ アと同等以上と認められる静電気除去性能を有する方法

#### 19 危険物を取り扱う配管（条例第 31 条の 2 第 2 項第 9 号）

(1) 配管の材質

ア 金属製配管

「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには、次の規格に適合する配管材料がある。（第 2 表参照）

第2表 配管材料

規格	名称	記号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼材及びモリブデン鋼板板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TES
4630	チタン及びチタン合金の継目無管	TTP
JPI 7S-14	石油工業配管 アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

※ JPI : 日本石油学会の規格

※ API : アメリカ石油学会の規格

イ 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価書を確認すること。

ウ 強化プラスチック配管（以下「FRP 配管」という。）

(ア) 設置場所

- a 火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設する。
- b 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合には、十分な強度を有するものであること。

(イ) 取り扱うことができる危険物

- a JIS K 2202 の「自動車ガソリン」
- b JIS K 2203 の「灯油」
- c JIS K 2204 の「軽油」
- d JIS K 2205 の「重油」
- e その他、配管を容易に劣化させるおそれのないもの

(ウ) 配管・継手の材質等

- a FRP 配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径 100A 以下のものとする。
- b 継手は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に適合又は相当するものとする。

(2) 接続方法

ア FRP 配管相互の接続は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突き合わせ接合、テーパソケットを用いる重ね合わせ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合のいずれかによること。

なお、突き合わせ接合は、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、突き合わせ接合でしか施工できない箇所以外の箇所については、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合により施工するよう指導すること。

イ FRP 配管と金属製配管との接合は、原則としてフランジ継手とすること。ただし、接合部分の漏洩を目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合わせ接合とすることができる。この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けた FRP 用トランジション継手については、接合部分の漏洩を目視により確認できる措置を講じないことができる。

※ トランジション継手とは、金属製配管をねじ込みにより、FRP 配管を接着剤により接続して金属製配管と FRP 配管を接合する継手である。

なお、継手と金属製配管の接合部の配管表面は、FRP 積層したものとする。

ウ 接合に使用する接着剤は、FRP 配管の製造会社により異なることから、製造会社が指定するものであることを確認する。また、突き合わせ接合には、接合部分の強度を保持させるため、ガラステープ（幅 75mm）を巻く場合には、呼び径が 50A 以下で概ね 15 巻き、呼び径が 50A を超えるものは概ね 18 巻きとするよう指導すること。

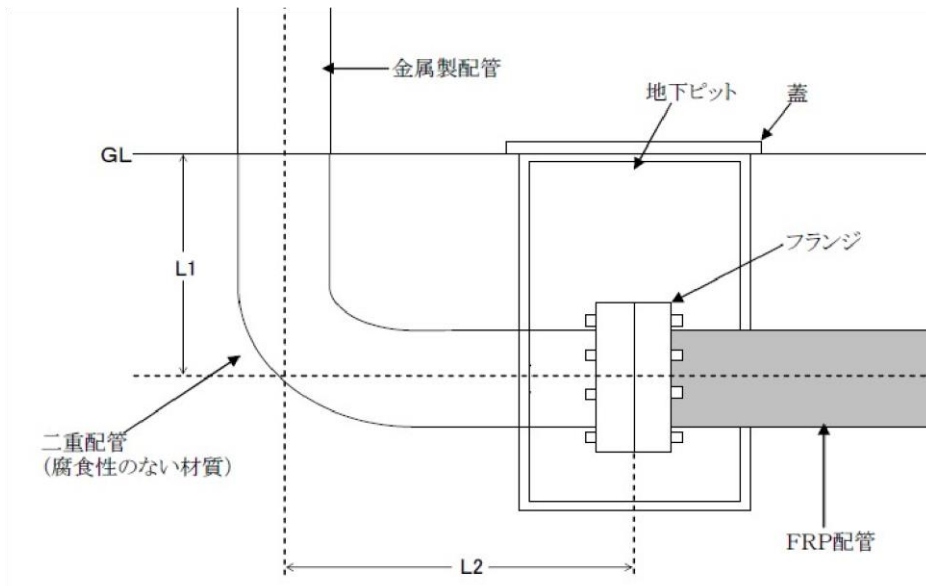
エ 突き合わせ接合に使用する接着剤は、メーカーが指定するものであることを確認するこ

と。また、接合部分に必要な強度を保持させることから、ガラステープ（幅 75mm）は呼び径が 50A 以下のものは概ね 15 巻き、呼び径が 50A を超えるものは概ね 18 巻きとするよう指導すること。

オ 突き合わせ接合又は重ね合わせ接合は、条例第 31 条の 2 第 2 項第 9 号オに規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであるが、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏洩を点検するため、地下ピット内に設けること。

カ 地上に露出した金属製配管と地下に埋設された FRP 配管を接続する場合には、次のいずれかの方法により接続すること。

(ア) 金属製配管について、地盤面から 65cm 以上の根入れ（管長をいう。）をとり、地下ピット内で FRP 配管に接続する方法（第 4-1 図参照）

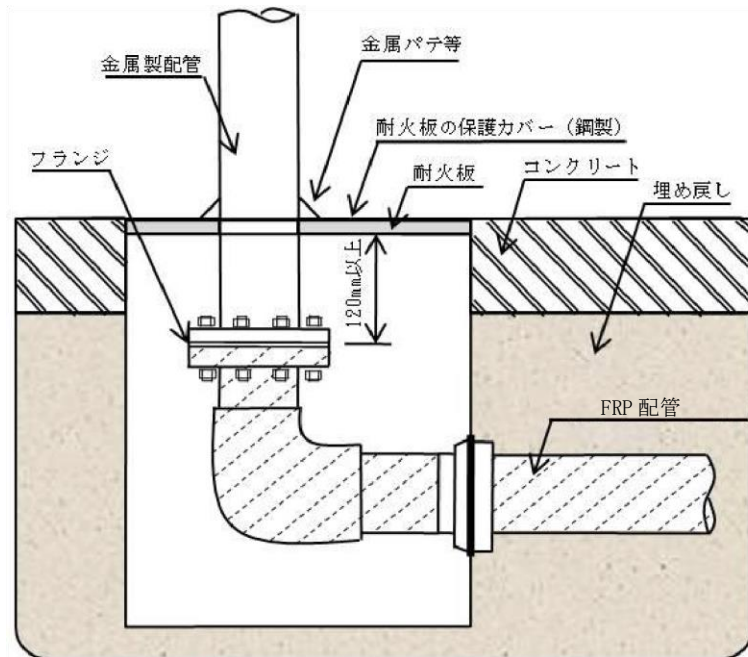


※  $L1 + L2 \geq 65 \text{ cm}$  とすること。

※ 金属製配管の埋設部分は、腐食性のない材質により二重配管とすること。

第 4-1 図 根入れによる接続例

(イ) 金属製配管について、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から 120mm 以上離れた位置で FRP 配管に接続する方法（第 4-2 図参照）



第4-2図 耐火板により区画した地下ピット内での接続例

キ FRP 配管と他の機器との接続部分において、FRP 配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さず、FRP 配管が損傷するおそれがある場合には、FRP 配管と他の機器との間に金属製の可とう管を設けるよう指導する。ただし、当該可とう管は、金属製配管ではなく機器の部品の一部として取り扱うものとし、フランジ継手以外の接合方法を用いることができる。

ク FRP 配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接 FRP 配管が支えない構造とする。

(3) 施工者及び施工管理者の確認

強化プラスチック成形技能士の資格を証明する書面の写し、又は強化プラスチック管継手接合技能講習会修了書の写しのいずれかによる。

(4) 埋設方法

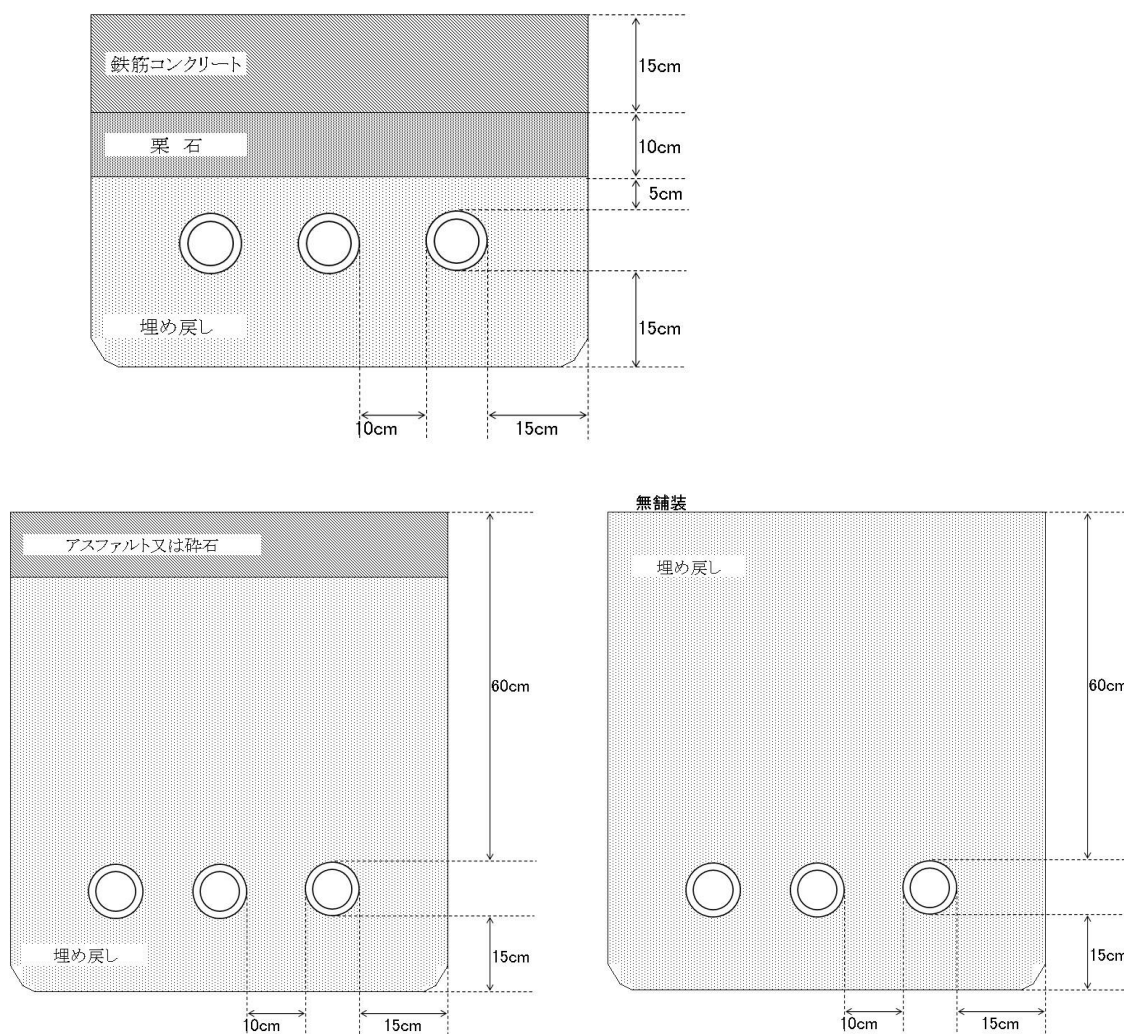
ア FRP 配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによる。（第5図参照）

(ア) 地盤面を無舗装、碎石敷き又はアスファルト舗装とする場合には、60cm 以上の埋設深さとする。ただし、アスファルト舗装層の厚さを増しても埋設深さは、60cm 以下とすることはできない。

(イ) 地盤面を厚さ 15cm 以上の鉄筋コンクリート舗装する場合には、30cm 以上の埋設深さとする。

イ 掘削面に厚さ 15cm 以上の山砂又は 6 号碎石等（単粒度碎石 6 号又は 3~20mm の碎石（砂利を含む。）をいう。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固める。

- ウ FRP 配管を並行して設ける場合又は FRP 配管と金属製配管とを並行して設ける場合には、相互に 10cm 以上の間隔を確保する。
- エ FRP 配管を他の配管（FRP 配管を含む。）と交差させる場合には、3cm 以上の離隔距離をとる。
- オ FRP 配管を敷設して舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は 6 号砕石等で埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固め、舗装等の構造の下面と FRP 配管との厚さを 5cm 以上とする。
- 施工時には、FRP 配管を 50kPa に、敷設後に 350kPa に加圧（加圧の FRP 配管は、最大常用圧力の 1.5 倍の圧力とする。）し、漏れを確認する。
- カ FRP 配管を埋設する場合には、応力集中等を避けるため次による措置を講じること。
- (ア) FRP 配管には、枕木等の支持材を用いない。
  - (イ) FRP 配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設材は、埋設前に撤去する。
  - (ウ) FRP 配管がコンクリート構造物等と接触するおそれがある部分には、FRP 配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護する。



第 5 図 配管の埋設構造例

- (5) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合  
 使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限って認めることができる。
- (6) 水圧試験
- ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあつては、その接続部直近で閉鎖して行うことができる。
- イ 自然流下により危険物を送る配管にあつては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。
- ウ 配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。
- (7) 配管の防食措置
- ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものは、さび止め塗装を要しない。
- イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次の塗覆装又はコーティング方法による。(第3表参照)ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。
- なお、容易に点検できるピット内(ピット内に流入する土砂、水等により腐食するものを除く。)の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができる。

第3表 配管の防食方法

JIS G 3491 水道用鋼管アスファルト塗覆装方法(告示第3条)	配管の表面処理後、アスファルトプライマー(70~110g/m <sup>2</sup> )を均一に塗装し、さらに石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶解して塗装した上からアスファルトエナメルを加熱溶解して塗装した上からアスファルト含浸した覆装材(ヘッシュンクロス、ビニロンクロス、ガラスクロス)を巻き付ける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。
JIS G 3492 水道用鋼管コーラルターエナメル塗覆装方法(告示第3条)	配管の行面塗装処理後、コーラルタープライマー(70~110g/m <sup>2</sup> )を均一に塗装し、次いで溶解したコーラルターエナメルを塗装後、さらにエナメルを含浸した覆装材を巻き付ける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。
ペトロラタム含浸テープ被覆(S54 消防危第27号)	配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるよう密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープを0.4mm以上巻きつけて保護したもの。
タールエポキシ樹脂被覆鋼管(S52 消防危第62号)	タールエポキシ樹脂を配管外面に0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆したもの。
JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管(告示第3条の2)	後継15A~90Aの配管にポリエチレンを105mm以上の厚さで被覆したもの。接着剤はゴム、アスファルト系及び樹脂を成分としたもの。被覆用ポリエチレンはエチレンを主体とした重合体で微量の滑材、酸化防止剤を加えたもの。

ナイロン 12 樹脂被覆鋼管 (S58 消防危第 115 号)	口径 A15～A100 の配管にナイロン 12 を 0.6mm 以上の厚さで粉体塗装したもの。
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (S53 消防危第 69 号)	口径 A15～A200 の配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル (厚さ 2.0mm) を被覆したもの。
ポリエチレン熱収縮チューブ (S55 消防危第 49 号)	ポリエチレンチューブを配管に被覆した後、バーナー等で加熱し、2.5mm 以上の厚さで均一に収縮密着したもの。

ウ 電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、次のいずれかの電気防食を指導する。

(ア) 流電陽極方式

流電陽極方式による陽極は、土壤の比抵抗の比較的高い場所ではマグネシウムを、土壤の比抵抗が低い場所ではマグネシウム、亜鉛又はアルミニウムを使用する。

(イ) 外部電源方式

外部電源方式による不溶性電極は、高硅素鉄、磁性酸化鉄、黒鉛等を使用する。

(ウ) 選択排流方式

配管等における排流ターミナルの取付け位置は排流効果の最も大きな箇所とする。

エ 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設ける。

(ア) 陽極及び不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壤の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

(イ) リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。

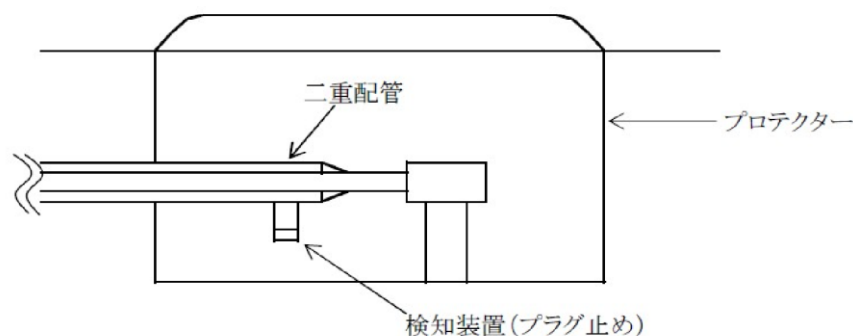
(ウ) 電位測定端子は、概ね 200m (200m未満の場合は一箇所) ごとに設ける。

(エ) 防食対象物と他の工作物とは、電氣的に絶縁する。

オ 告示第 4 条第 1 号の「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管 (鋼管) の対地平均電位が  $-2.0V$  より負とにならない範囲をいう。

(8) 配管から危険物の漏えいを容易に点検できる措置

「危険物の漏えいを点検することができる措置」には、次による方法があること。(第 6 図参照)



第 6 図 地下埋設配管を二重配管とし、検知装置を設ける方法

(9) 「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する」には、コンクリート等のピットに設置する等の措置がある。

#### 第4 屋外の少量危険物施設の基準に関する事項（条例第31条の3関係）

##### 1 保有空地又は防火上有効な塀等（条例第31条の3第2項第1号）

（1） 「空地を保有する」場合は、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。また、貯蔵取扱場所の範囲を明確にするため、排水溝、柵、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引く等を指導すること。

なお、同一敷地内において、2以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれが保有すべき空地のうち、大なる幅の空地のみを保有すれば足りるものとする。

イ 容器による貯蔵等は、前アの境界を起点として必要な幅を保有すること。

ウ 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

エ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けないこと。（危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の維持管理及び消防活動上支障とならない草木類及び高さ50cm以下の常緑の樹木を除く。）

オ 第二類の危険物のうち、硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を1/2まで緩和できること。

カ 設置場所が河川に面する等、立地条件が防火上安全である場合の空地の取り扱いは、上記によらないことができる。

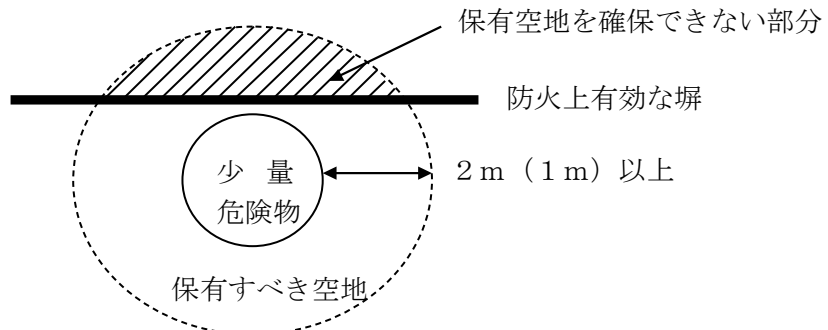
（2） 「防火上有効な塀」は、次によること。

ア 材質は、条例第3条第1項第1号に掲げる不燃材料であること。

イ 高さは1.5m以上とすること。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超えるものである場合は、当該施設の高さ以上とすること。

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。（第7図参照）

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。



第7図

（3） 「開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁」は、次によること。

- ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする。
- イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とする。
- ウ 庇を設ける場合は、当該壁と同等以上の防火性能を有すること。

**2 液状の危険物を取り扱う設備等（条例第 31 条の 3 第 2 項第 2 号）**

(1) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」は、次のいずれかの方法とすること。

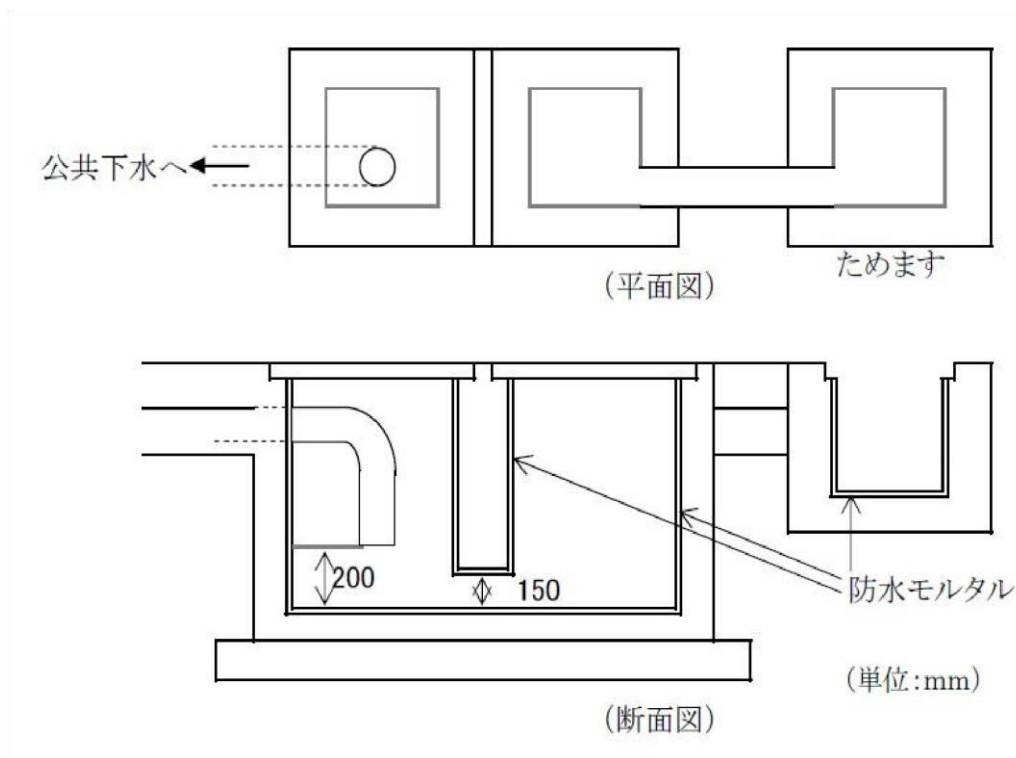
- ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける方法
- イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法
- ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果があると認められる方法

(2) 「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。その範囲は、(1) により囲まれた部分とする。

(3) 「ためます又は油分離装置」は、次の例によるものとする。

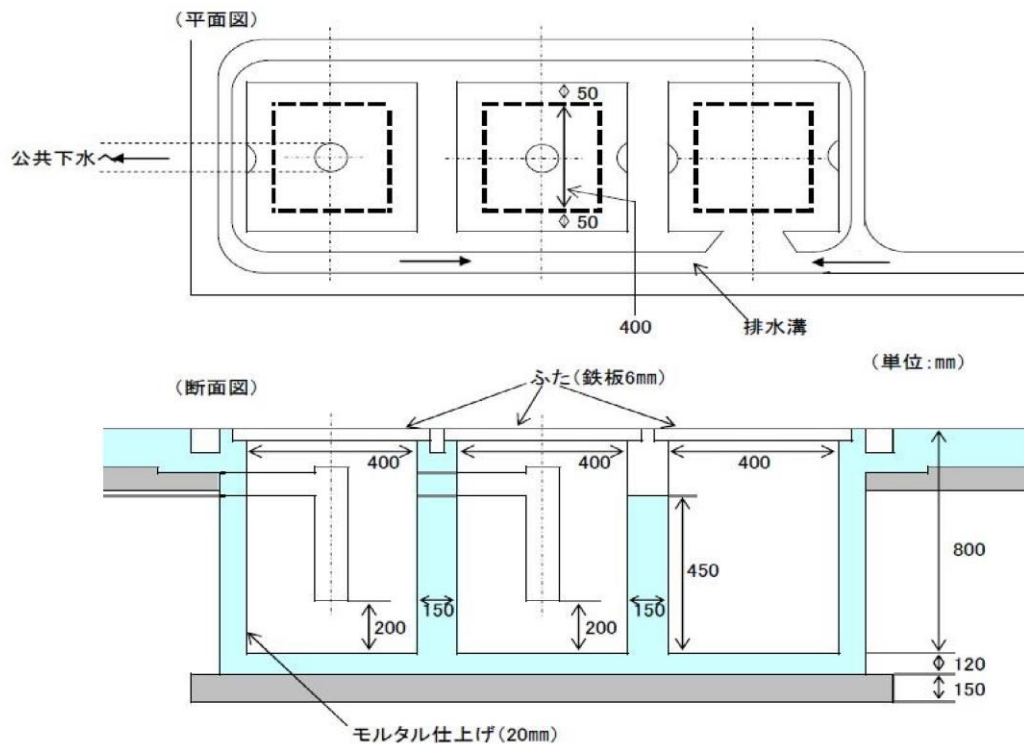
なお、次の例は、ためますと油分離装置の両方を設置する場合の例であり、規定のとおりためます又は油分離装置のいずれかを設ける方法で差し支えない。

ア ためますと油分離装置が別々の場合（第 8 - 1 図参照）



第 8 - 1 図 ためます及び油分離槽の例

イ ためますを含めた油分離装置の場合（第8－2図参照）



第8－2図 油分離槽の例

## 第5 屋内の少量危険物施設の基準に関する事項（条例第31条の3の2関係）

### 1 室の構造（条例第31条の3の2第1号）

屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の構造規制を受ける「壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたもの」とする範囲は、原則として建築物全体とすること。ただし、不燃区画例による規制の場合は、当該不燃区画された室内全体、保有空地例による規制の場合は、当該範囲とする。したがって、天井のない室にあつては、屋根を含むものである。

### 2 窓及び出入口に係る規制（条例第31条の3の2第2号）

「室」の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備としないことができる。

### 3 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（条例第31条の3の2第3号）

- (1) 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。
- (2) 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

なお、ためますの大きさは、一辺0.3m、深さ0.3m以上となるよう指導すること。

- (3) 階毎に防火上有効に区画されている場所についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、危険物を取り扱う部分が限定される場合で、当該部分から他の部分へ危険物の流出するおそれがないと認められる場合は、当該部分にのみ傾斜及び

ためますを設置することで差し支えないものとする。

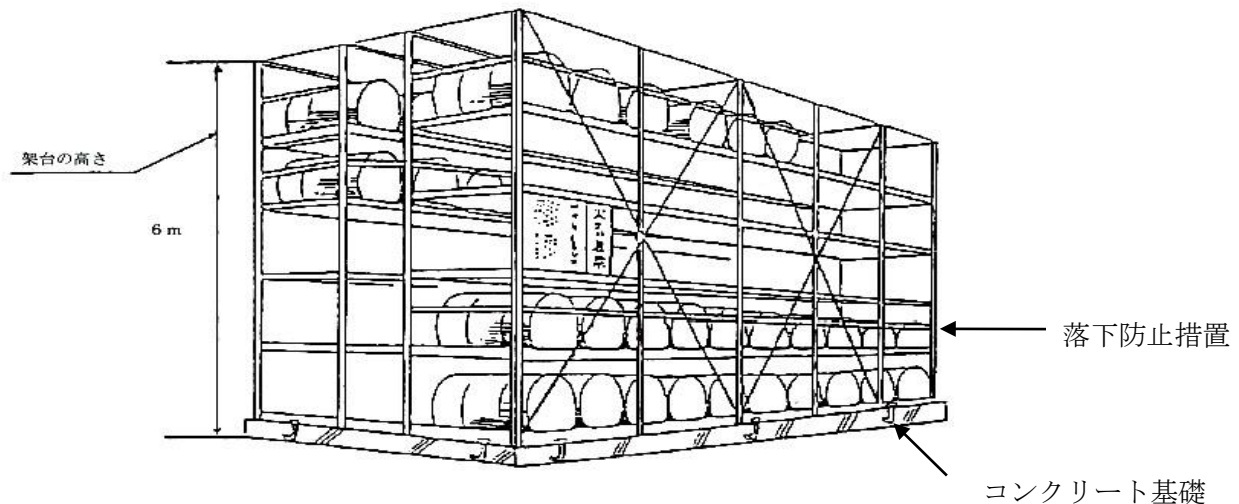
- (4) 大学、研究所、その他これらに類する施設の実験室、研究室等については、当該室から危険物が流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して差し支えないものとする。

#### 4 架台の構造（条例第31条の3の2第4号）

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈を生じない構造であることをいう。

なお、大規模な架台で強度等を要する場合は、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付け消防危第125号）を参考とすること。

- (2) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定すること。
- (3) 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しないための措置を講じること。（第9図参照）



第9図

#### 5 採光、照明及び換気設備（条例第31条の3の2第5号）

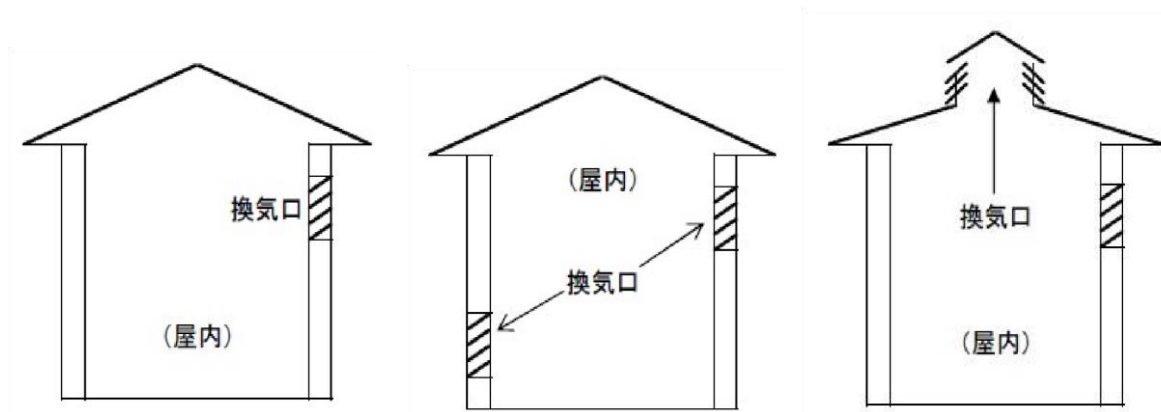
- (1) 「必要な採光、照明」は次によることができるものとする。

ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保している場合にあつては、採光を設けないことができる。

イ 出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

- (2) 「必要な換気設備」は、次に掲げるものとする。

ア 自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）（第10図参照）



第10図 自然換気設備の例

イ 強制排出設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）

ウ 自動強制排出設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）

※ 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はないものであること。

※ 耐火構造としなければならない壁又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う場所と他の部分を貫通する不燃材料で造った壁（以下「耐火構造の壁等」という。）に換気口等を設ける場合は、温度ヒューズ付き防火ダンパーを設けること。

## 6 可燃性蒸気排出設備（条例第31条の3の2第6号）

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次に掲げる場合が該当するものであること。

ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

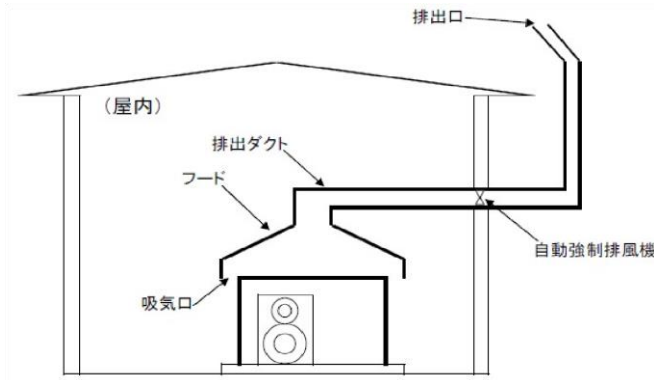
ウ マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じんその他の可燃性の粉じんが集積又は浮遊し、着火したときに爆発するおそれのある場合

(2) 「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいうものであること。

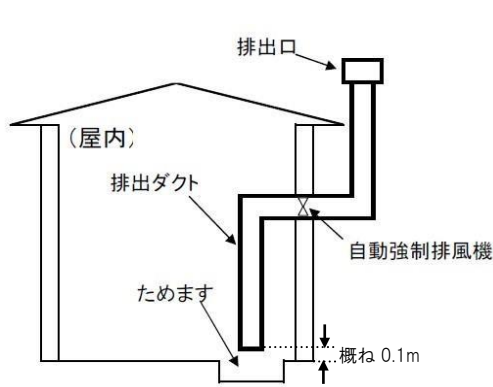
(3) 「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」は、次によること。（第11-1図～第11-5図参照）

この場合、耐火構造の壁等を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

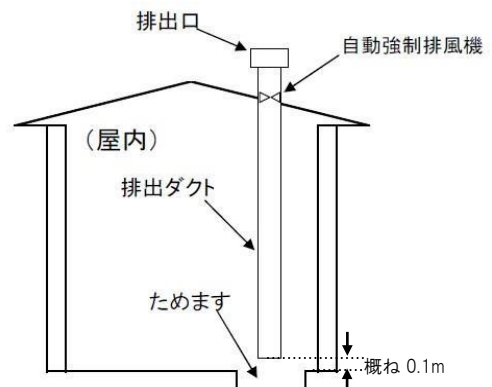
ア 自動強制排出設備の例



第11-1図

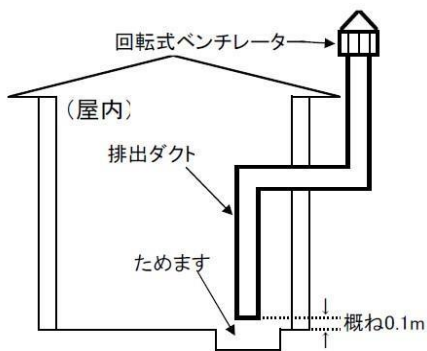


第11-2図

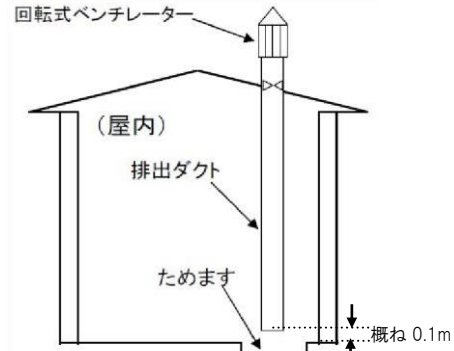


第11-3図

イ 強制排出設備の例



第11-4図



第11-5図

第6 タンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）共通の基準に関する事項（条例第31条の4関係）

1 タンクの容量（条例第31条の4第1項）

「タンクの容量」は、少量危険物貯蔵（取扱い）届出書の添付書類において容量計算等により容量が明確であるものについては、当該容量とし、容量計算等により明確にされていないタ

ンクについては、当該タンクの内容積の90%の量をタンクの容量として取り扱う。

## 2 タンク本体の板厚（条例第31条の4第2項第1号）

- (1) 「表に掲げる厚さの鋼板」は、JIS G 3101 一般構造用圧延鋼板 SS400 を示すものであること。
- (2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。（第4表参照）

$$t = 400 \div \sigma \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

t<sub>0</sub>：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

第4表 主な金属板の最小板厚例（単位：mm）

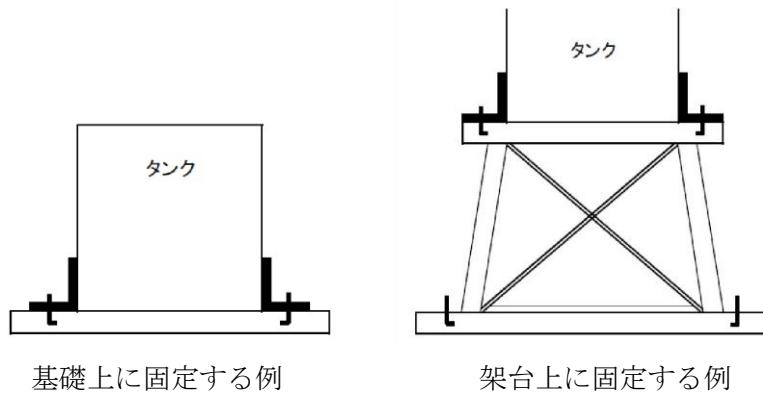
材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	容 量						
			40ℓ 以下	40ℓ を超え 100ℓ 以下	100ℓ を超え 250ℓ 以下	250ℓ を超え 500ℓ 以下	500ℓ を超え 1000ℓ 以下	1000ℓ を超え 2000ℓ 以下	2000ℓ を超えるもの
一般圧延鋼板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス 鋼 板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミニウム 合 金 板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウム板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

## 3 タンクの固定（条例第31条の4第2項第2号）

「地震等により容易に転倒又は落下しないように設ける」場合の例は、以下のとおりであること。

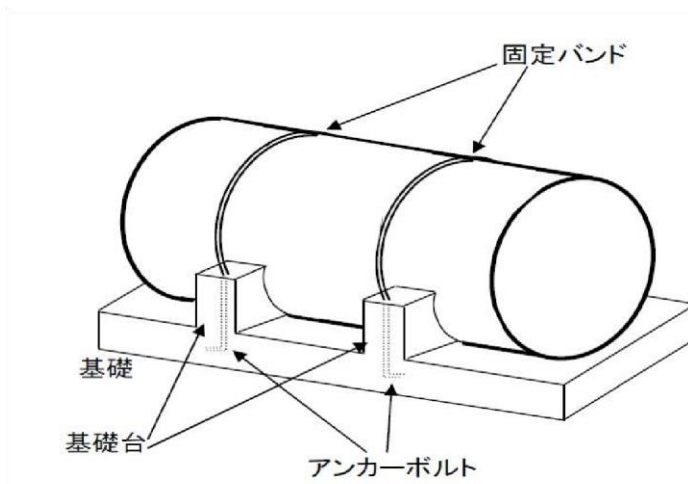
- (1) 基礎は、鉄筋コンクリート造とする。ただし、べた基礎（平面形状がはり型基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面から3m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。(第12図参照) アンカーボルトは、引抜き力、せん断力を考慮して選定する。



第12図 タンクの固定例

イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。(第13図参照)



第13図 円筒横置型タンクの設置例

#### 4 さび止め塗装 (条例第31条の4第2項第3号)

「さび止めのための措置」については、さび止め塗料等による塗装がされていること。

#### 5 安全装置及び通気管 (条例第31条の4第2項第4号)

- (1) 圧力タンクにおける「有効な安全装置」については、第3、15、(2)によること。
- (2) 圧力タンク以外のタンクにおける「通気管」は、次によること。
  - ア 管の内径は、20mm以上とするよう指導すること。
  - イ 先端の位置は、地上2m以上の高さとするよう指導すること。
  - ウ 建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。

エ 先端の構造は、雨水等の浸入を防ぐものとする。

オ 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

#### 6 引火防止措置（条例第 31 条の 4 第 2 項第 5 号）

「引火を防止するための措置」は、通気管の先端に 40 メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法によること。

#### 7 自動表示装置（条例第 31 条の 4 第 2 項第 6 号）

「危険物の量を自動的に表示する装置」は次によること。

- (1) 上部計量口による場合は、厚さ 2mm 以上の鋼板で造られたふた又はこれと同等以上の強度を有するふたが設けられていること。
- (2) フロートゲージ（フロートスイッチを含む。）による場合は、金属製等のフロートを用いること。

#### 8 注入口（条例第 31 条の 4 第 2 項第 7 号）

- (1) 「火災予防上支障のない場所」は、次によること。

ア 火気を使用する場所がある場合は、防火上有効に遮へいされた場所

イ 引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置

- (2) 注入口を他の屋外タンク貯蔵所等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示する。
- (3) キュービクル式の鋼板製ボックス内に注入口とポンプ設備等を収納するものにあつては、注入口とポンプ設備等を不燃材料の間仕切り等で区画するよう指導すること。

#### 9 弁（条例第 31 条の 4 第 2 項第 7 号及び第 8 号）

注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は金属製のものであり、かつ、漏れない構造であること。

なお、弁には、常時開又は常時閉の表示をするよう指導すること。

#### 10 緩衝装置（条例第 31 条の 4 第 2 項第 9 号）

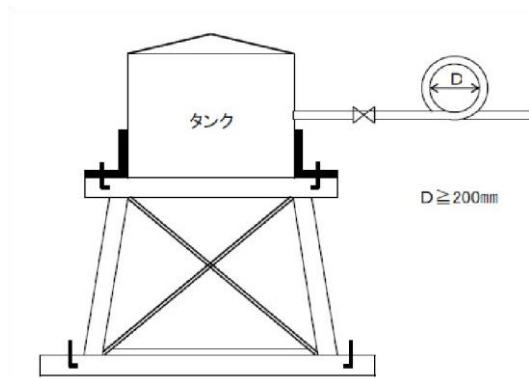
「地震等により当該配管とタンクとの接合部分に損傷を与えない」措置は、次によること。

- (1) 配管接合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。
- (2) 可とう管継手のうち、ベローズ形伸縮継手を用いる場合は、認定品（認定準拠品を含む。）を使用すること。ただし、認定品以外を使用する場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする。こと。（第 5 表参照）

第 5 表

管の呼び (A)	長さ (mm)
25 未満	300
25 以上 50 未満	500
50 以上	700

- (3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンク直近部分を内径 200mm 以上のループ状とする等の措置を講じる。(第 14 図参照)



第 14 図

## 11 流出防止措置等 (条例第 31 条の 4 第 2 項第 10 号)

### (1) 液体の危険物

「液体の危険物」には、第四類以外の液体の危険物も含まれるものであること。

### (2) 流出防止措置

「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」は、次のとおりとする。

ア 流出止めは、コンクリート造のほか鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造とする。

イ 流出止めの容量は、タンク容量（1 の流出止めに 2 以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンク容量）の全量を収容できるものとする。

ウ 流出止め内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆する。

エ 流出止めに水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とする。

オ 第 4、1、(2) 及び (3) に掲げる「防火上有効な塀」又は「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀又は壁をもって流出止めにかえることができる。

## 12 底板の腐食防止措置 (条例第 31 条の 4 第 2 項第 11 号)

「底板の外面の腐食を防止するための措置」は、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコーラールエナメル等の塗装を施す等の措置とすること。

## 13 屋外タンクを設置する場合の条例第 50 条第 2 項第 1 号に定める空地

(1) 2 以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を 1 m 以上とすること。

(2) 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を 2 m 以上とすること。

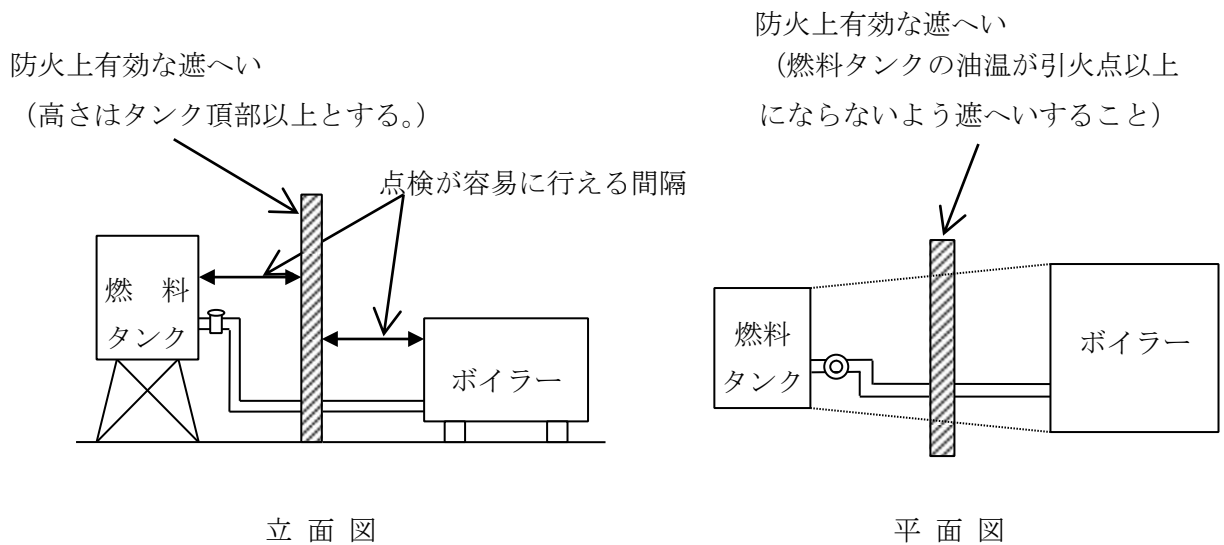
## 14 屋内タンクを設置する場合の基準

(1) タンクと壁又は工作物等との距離

ア 屋内にタンクを設置する場合は、タンクと壁又は工作物等（ボイラー等を除く。）との間に点検等を行う場合の必要な空間（30cm以上）が確保されていること。

イ ボイラー等を併設する場合は、前アによるほか、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。

なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行える間隔を保つこと。（第15図参照）



第15図

## (2) 流出防止措置

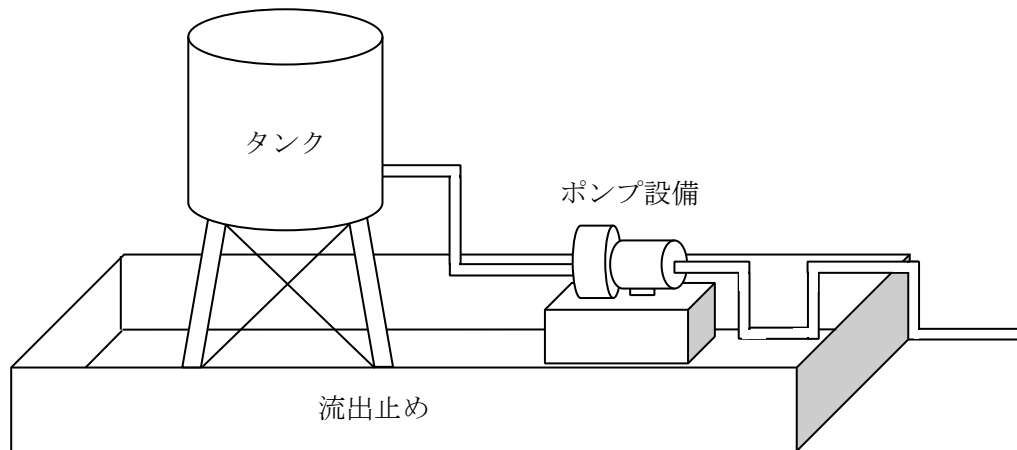
ア コンクリート造の流出止めのほか、金属板又は内側を危険物が浸透しない構造としたコンクリートブロック造等が認められる。

イ 流出止めの容量は、当該流出止め内にあるタンクの全容量を収容できるものとする。

なお、タンクをタンク室内に設置する場合で、流出止めとタンク室出入口の敷居等を組み合わせることによりタンクの全容量を収容できる場合についても認められる。

ウ 流出止め内には、当該流出止め内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

エ ポンプ設備は、原則として流出止めの外に設けること。ただし、流出止めの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。（第16図参照）



第 16 図 流出止め内に設ける例

(3) 通気管

通気管の先端を当該タンク上部に設ける場合は、先端の位置が危険物の流出を防止するための有効な措置の範囲内であるか、又はタンク室内であること。

第 7 地下タンクの基準に関する事項 (条例第 31 条の 5 関係)

1 タンクの設置方法 (条例第 31 条の 5 第 2 項第 1 号)

- (1) タンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造のタンク室に設置すること。ただし、二重殻タンク、危険物の漏れを防止することができる構造 (以下「漏れ防止構造」という。) を有するタンク又は FRP タンクを設置する場合にあっては、この限りでない。

なお、二重殻タンクとは『危険物の規制に関する政令』(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危政令」という。) 第 13 条第 2 項の規定に、漏れ防止構造を有するタンクとは危政令第 13 条第 3 項の規定にそれぞれ適合するものをいう。

- (2) 「コンクリート造等のタンク室」は、次の構造を満たすものとする。

ア 側壁及び底は、厚さ 0.2m 以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造とすること。

イ ふたは、厚さ 0.2m 以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、厚さについては、自動車の荷重がかかるおそれがない等、安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (3) タンクとタンク室の内側との間は、0.1m 以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量骨材のうち細骨材を充填すること。

- (4) 二重殻タンクは、危政令第 13 条第 2 項に規定する地下貯蔵タンクの例により設置すること。

- (5) 漏れ防止構造を有するタンクを設置する場合は、危省令第 24 条の 2 の 5 の規定の例により設置すること。

- (6) 二重殻タンク又は漏れ防止構造を有するタンク以外のタンクをタンク室に設置する場合は、当該タンクの外面を危省令第 23 条の 2 に規定する方法により保護すること。ただし、

FRP タンク等腐食のおそれのない材質で造られたタンクにあってはこの限りでない。

## 2 荷重に対する構造 (条例第 31 条の 5 第 2 項第 2 号)

- (1) 「自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからない」構造には、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法がある。
- (2) タンクのマンホール（ふたを含む。以下同じ。）は、タンク本体（胴）と同等以上の強度を有するものとする。
- (3) 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの。以下「呼出口」という。）は、タンクの材質と同等以上のものとし、かつ、タンクの頂部に設けること。
- (4) タンクには、危険物を加熱するための設備を設けないこと。

## 3 タンクの基礎 (条例第 31 条の 5 第 2 項第 3 号)

「堅固な基礎の上に固定」は、締付バンド又はボルト等により固定すること。この場合において、バンド及びボルト等にはさび止め塗装がされていること。

## 4 タンク本体の構造 (条例第 31 条の 5 第 2 項第 4 号)

- (1) 「同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

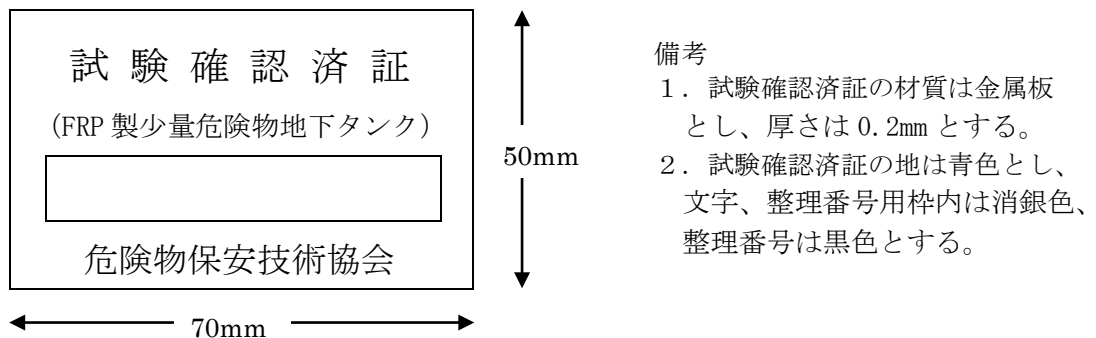
$$t = 400 \div \sigma \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

- (2) 「同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という）」は、次によること。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして取り扱って支障ないものとする。（第 17 図参照）



第 17 図 試験確認済証

### ア FRP の材質等

- (ア) 樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に

適合する樹脂（UP-CM）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂が用いられているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。

- (イ) 強化材は、JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラスロービング」、JIS R 3413「ガラス糸」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスクロス」又は JIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該 JIS 規格に適合しているものであること。
- (ウ) タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

#### イ FRP タンクの安全な構造

FRP タンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンクの直径の 3%以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力又は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が、1 以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4 以上の値とする。

- (ア) FRP タンクの頂部が水面から 0.3m 以下にある場合に、当該タンクに作用する圧力
- (イ) 70kPa の内水圧（圧力タンクにあたっては、最大常用圧力の 1.5 倍の圧力）

#### ウ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

- (ア) JIS K 2202 の「自動車ガソリン」
- (イ) JIS K 2203 の「灯油」
- (ウ) JIS K 2204 の「軽油」
- (エ) JIS K 2205 の「重油」

### 5 底板損傷防止措置（条例第 31 条の 5 第 2 項第 5 号）

原則として、危険物の量を自動的に表示する装置を設置するよう指導することとするが、計量口を設ける場合における「計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置」は、計量口直下の底板にタンク本体と同じ材質のあて板を溶接する等の措置とする。

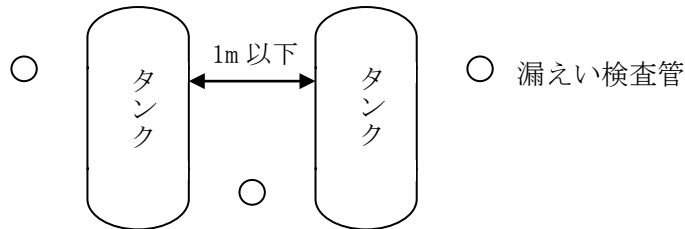
### 6 配管の基準（条例第 31 条の 5 第 2 項第 6 号）

- (1) 配管は、第 3、19 によること。
- (2) 配管は、呼出口に長さ 0.2m 以上の伸縮管継手を介して接続する。ただし、呼出口とタンク胴体又はマンホールとの接合部に十分な強度を有する補強をしてある場合は、この限りでない。
- (3) 第 3、18、(1) に掲げる液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクには、タンクの底板付近に達する注入管を設けるよう指導すること。

### 7 漏えい検査管等（条例第 31 条の 5 第 2 項第 7 号）

- (1) 「液体の危険物の漏れを検知する設備」として、漏えい検査管を設ける場合、その材質、構造等は次によること。
  - ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。

- イ 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。
- ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心から上部は、小孔のない単管とすることができる。
- エ 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検時に容易に開放できるものとする
- オ 二以上のタンクを1 m以下に近接して設ける場合は、タンク相互間に一の漏えい検査管を設け、かつ、タンクとタンク室の側壁間にそれぞれ一以上の漏えい検査管を設けること。(第18図参照)



第18図

- (2) 上記に掲げるもののほか、「液体の危険物の漏れを検知する設備」を危政令の例により設置することができるものとする。

## 第8 移動タンクの基準に関する事項 (条例第31条の6関係)

### 1 注入ホース (条例第31条の6第1項第1号)

「注入ホース」は、次のとおりとすること。

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは、必要以上に長くないこと。
- (3) 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。
- (4) 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- (5) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実で、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものは認められない。
- (6) 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置 (容器が満量となったときに注油を自動的に停止するもの。) が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。

### 2 容器への詰め替え等 (条例第31条の6第1項第2号)

- (1) 移動タンクからの容器への詰め替え
  - ア 注油は、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル (手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。) により行うこと。

- イ 注油速度は、安全な速度（灯油 60ℓ/分、軽油 180ℓ/分以下）とする。
- (2) 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止
 

原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへ直接給油することはできない。ただし、建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない状態のブルドーザー、クレーン等の土木建設重機等に引火点 40℃以上の危険物を指定数量未満の量を給油する場合は、この限りでない。

**3 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物（条例第 31 条の 6 第 1 項第 3 号及び第 4 号）**

- (1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類及び導電率が 10<sup>-8</sup>S/m（ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいう。
- (2) 接地導線は、次によること。
  - ア 接地導線は、良導体の導線を用いたビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。
  - イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

**4 火災予防上安全な場所（条例第 31 条の 6 第 2 項第 1 号）**

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいうものであること。

**5 タンク本体の板厚（条例第 31 条の 6 第 2 項第 2 号）**

「厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とすること。ただし、最小板厚は 2.8 mm 以上とすること。（第 6 表参照）

$$t = \sqrt[3]{400 \times 21 \div \sigma \times A} \times 3.2$$

- t : 使用する金属板の厚さ (mm)
- σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)
- A : 使用する金属板の伸び (%)

第 6 表

材 質 名	JIS 記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3

	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490-B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

#### 6 タンクの固定 (条例第 31 条の 6 第 2 項第 3 号)

- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。
- (2) タンクをシャーシフレーム等に U ボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、U ボルト以外の固定も認められるものであること。

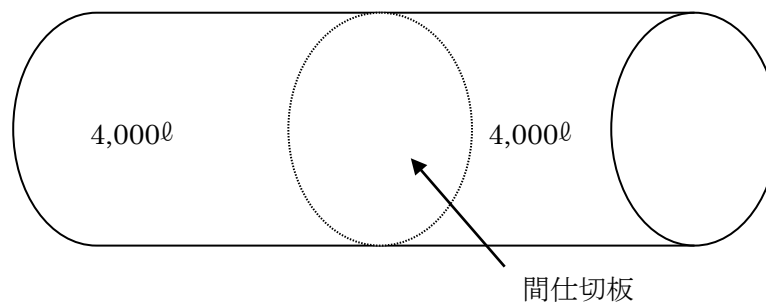
なお、ボルトにより固定する場合は、ダブルナットとするよう指導すること。

#### 7 安全装置 (条例第 31 条の 6 第 2 項第 4 号)

「安全装置」は、タンク頂部に設けること。

#### 8 タンクの間仕切り (条例第 31 条の 6 第 2 項第 5 号)

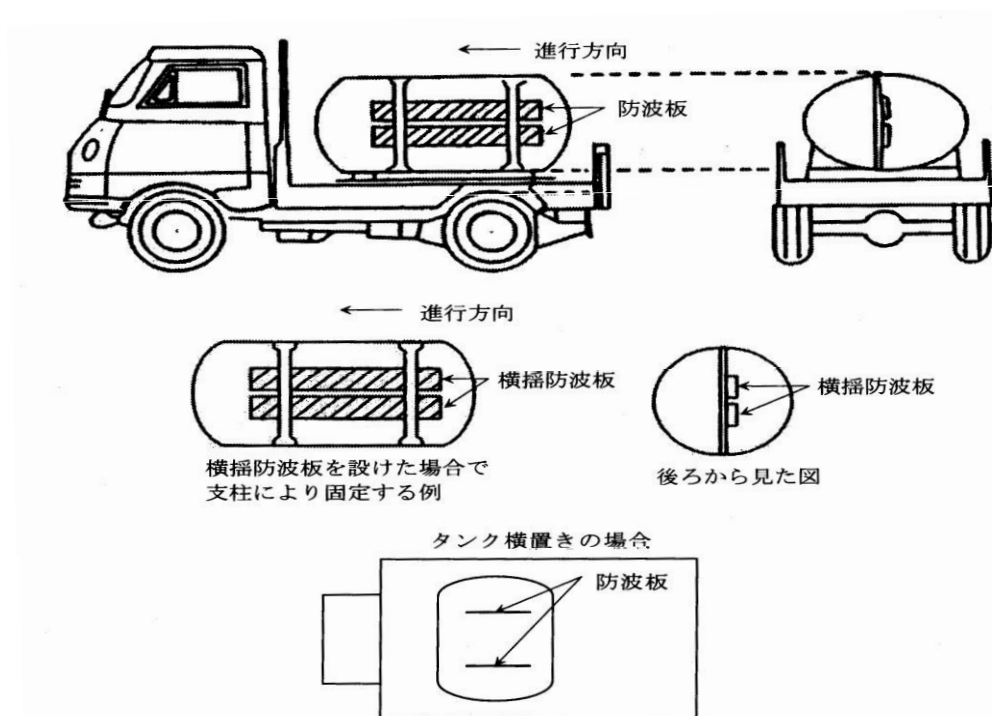
「同等以上の機械的性質を有する材料」は、5 の例による板厚を有する金属板とする。(第 19 図参照)



第 19 図

## 9 防波板（条例第31条の6第2項第6号）

(1) 防波板は、タンクの移動方向と平行に設けること。（第20図参照）



第20図

- (2) 容量が2,000ℓ以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危省令第24条の3の9の規定の例により設けるよう指導すること。
- (3) 「同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。（第7表参照）

$$t = \sqrt{270 \div \sigma} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

第7表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.16	1.2
	SUS 316	520	1.16	1.2
	SUS 304L	480	1.20	1.2
	SUS 316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8

	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N0IS-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

10 マンホール及び注入口のふた（条例第31条の6第2項第7号）

「同等以上の機械的性質を有する材料」は、5の例による板厚を有する金属板とする。

11 防護柵（条例第31条の6第2項第8号）

- (1) 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とする。
- (2) 防護柵は、厚さ2.3mm以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする。（第8表参照）

$$t = \sqrt{270 \div \sigma} \times 2.3$$

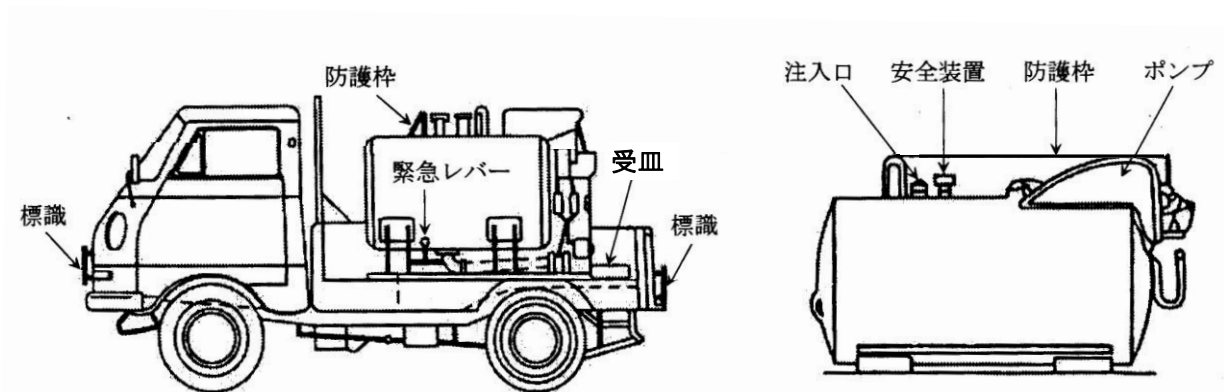
t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

第8表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.66	1.7
	SUS 316	520	1.66	1.7
	SUS 304L	480	1.73	1.8
	SUS 316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5053P-0	275	2.28	2.3
	A6063-T6	206	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

- (3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とすること。(第 21 図参照)



第 21 図

## 12 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等 (条例第 31 条の 6 第 2 項第 9 号)

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、レバー等の操作により閉鎖するもののほか、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものとする。
- (2) 「緊急レバー等」の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見やすい位置に表示すること。

## 13 電気設備 (条例第 31 条の 6 第 2 項第 11 号)

- (1) 「タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」は、引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当するものであること。
- (2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいうものであること。

## 第 9 少量危険物施設の消火設備

### 1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、当該規定に基づく消火設備を設けること。
- (2) 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵又は取り扱う危険物に適合する第 5 種の消火設備を設けること。

### 2 移動タンク

移動タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、『消火器の技術上の規格を定める省令』(昭和 39 年自治省令第 27 号) 第 8 条に規定する自動車用消火器を 1 個以上設けること。

なお、自動車用消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

#### 【参考】消火器の技術上の規格を定める省令

(自動車用消火器)

第 8 条 自動車に設置する消火器は、強化液消火器(霧状の強化液を放射するものに限る。)、機械泡消火器(化学泡消火器以外の泡消火器をいう。以下同じ。)、ハロゲン化合物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。

## 第10 維持管理の基準（条例第31条の8関係）

「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適宜適正に維持管理されなければならないことを確認的に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等、許可施設と同等の措置をする必要はないが、消防計画に定める自主検査等により維持管理の状況を確認できる措置が必要であること。

なお、維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。

## 第11 特殊な位置及び対象の少量危険物貯蔵取扱所

### 1 屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所

屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所は、屋内の例による。

また、原則として、発電設備、ボイラー等危険物を消費する設備及びその附随するタンクを設ける場合に限るものとし、次によること。

#### (1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物

引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。

#### (2) 発電設備等

ア 危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く。）は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下「キュービクル式設備」という。）のものとし、周囲には油流出止めを設けること。ただし、キュービクル式設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式設備の外箱を代替えとすることができる。

イ キュービクル式設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ウ キュービクル式設備は、避難上支障ない位置に設けること。

エ キュービクル式設備の周囲には、フェンスを設ける等、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講じるよう指導すること。ただし、屋上へのみだりな出入りができない措置が講じられている場合はこの限りでない。

オ キュービクル式設備の周囲には、幅1m以上の空地（以下「屋上空地」という。）を保有すること。ただし、屋上空地が建築物の壁及び柱により保有できないときは、当該壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱を耐火構造とすることにより、屋上空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができる。

カ オただし書きにより屋上空地の幅を体格増の壁及び柱までの距離とする場合にあっても、操作面1m、点検面0.6m、換気面0.2mの空地は確保させること。

キ キュービクル設備に隣接して少量危険物タンクを設置する場合には、キュービクル設備と少量危険物タンク間に1m以上の空地を確保すること。

#### (3) タンク

屋外にあるタンクについては、次によること。

ア 条例第31条の4第2項第1号の規定によること。

なお、空地は陸屋根上に保有すること。

イ 雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分な空間を確保すること。

(4) 配管

配管は、条例第 31 条の 2 第 2 項第 9 号の規定によるほか、次によること。

ア 配管には、地震、建築物等の構造に応じて損傷しないよう緩衝装置を設けること。

イ 配管は、送油圧力、地震等に対し十分な強度を有するものとする。

なお、損傷等により漏えいした場合、速やかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講じるよう指導すること。

ウ 31mを超える部分に縦配管を敷設する場合は、次の方法等により、最下部にかかる圧力に対して安全な措置を講じること。

(ア) 圧力配管を使用する方法

(イ) 通常時、配管内を空にしておく方法

(ウ) 配管途中に弁等を設置する方法

(エ) その他上記同等の性能を有する方法

エ 配管の接合は原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

なお、配管をパイプスペースに設置する場合は、電気配管とは同一のパイプスペースに設置しないよう指導すること。

(5) 消火設備

高さ 31mを超える部分に設置する場合は、法第 17 条に規定する消防用設備等のほか、危政令別表第 5 に掲げるもののうち、第四類の危険物に適応する第 3 種又は第 4 種消火設備を設置するよう指導すること。

(6) その他

ア 発電設備等は、風圧、地震等に対し十分な強度を有すること。

イ 発電設備等に異常等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導すること。

ウ 流出油の拡散を防止するため、油吸着剤等を備えるよう指導すること。

エ 消防用設備等の非常電源に該当する場合は、柳川市消防本部消防用設備等技術基準（各論）第 3-1-2 自家発電設備の基準によること。

**2 高層建築物の高層階（31mを超える階）に設ける少量危険物貯蔵取扱所**

(1) 配管

前 1 (4) によること。

(2) 消火設備

法第 17 条に規定する消防用設備等のほか、危政令別表第 5 に掲げるもののうち、貯蔵又は取り扱う危険物に適応する第 3 種又は第 4 種消火設備を設置するよう指導すること。

**3 ドライクリーニング店舗に設ける少量危険物貯蔵取扱所**

ドライクリーニングで使用する危険物の引火点が 40℃以上の場合で、かつ、法第 17 条に規

定する消防用設備等のほかに消火器2本以上（そのうちの1本については、A、B及びC火災に適用するものとする。）設けた場合は、次によることができる。

(1) 屋外の収納庫における危険物の貯蔵、取扱い

危険物を不燃性容器（以下「容器」という。）に収納密栓して収納庫で貯蔵する場合は、条例第31条の3第2項第1号の規定は適用しないことができる。この場合において、当該収納庫は次によること。

ア 収納庫の大きさは、小分けをする場合にあっては小分けをするのに必要な面積を加えた大きさ以上とすること。

イ 収納庫は、扉を含め鋼板等の不燃材料で造ること。

ウ 収納庫には、適当な大きさの換気口を設けること。

エ 収納庫には、容器から漏れた危険物が当該収納庫外へ流出しないように、出入口の敷居を高くする等の流出防止措置（危険物を貯蔵する容器のうち最も大きいものの全量以上を収納できること。）を講じること。

(2) 屋内の収納庫における危険物の貯蔵、取扱い

(1)に掲げる収納庫（換気口に係る規定を除く。）を設け、当該収納庫で容器に収容密栓された危険物を貯蔵する場合は、条例第31条の3の規定を適用しないことができる。

(3) 店舗内におけるパッケージ型洗濯機による危険物の取扱い

ア 店舗部分にファン等による有効な換気設備を設けるほか、次の(ア)又は(イ)のいずれかによる場合は、条例第51条の規定を適用しないことができる。

(ア) 洗濯機の周囲を区画した場合

a 区画は不燃材料で造り、出入口に防火設備を設けること。

b 区画内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とすること。

c 洗濯機から漏れた危険物が当該区画外へ流出しないよう、出入口の敷居を高くする等の流出防止措置（洗濯機で取り扱う危険物の全量を収納できること。）を講じること。

(イ) 洗濯機の周囲に、流出止めを設けた場合

a 洗濯機の周囲に、当該洗濯機で取り扱う危険物の全量を収納することができる流出止めを設けること。この場合において、当該流出止め内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とすること。

b aの流出止めから水平距離2m以内の壁、柱、床、天井及び作業台等の工作物は不燃材料で造り、又は覆うこと。

イ 洗濯機に内蔵されているタンクについては、条例第31条の4第2項第4号から第7号及び第10号の規定を適用しないことができる。

#### 4 油圧装置等の少量危険物貯蔵取扱所

(1) 油圧装置、潤滑油循環装置、切削油循環装置その他これらに類する装置（以下「油圧装置等」という。）を用いる少量危険物貯蔵取扱所は、次のアからカに適合する場合は、条例第31条の3の2の規定を適用しないことができる。

- ア 取り扱う危険物の引火点が 100℃以上の第四類の危険物であり、かつ、危険物を 100℃未満で取り扱う設備であること。
- イ 油圧装置等から 1 m 以上離れた周囲に当該装置等で取り扱う危険物の全量を収納することができる流出止めが設けられていること。この場合においては、当該流出止め内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造であること。
- ウ 前イの流出止めから水平距離 1 m 以内（以下「室内保有空間」という。）の壁、柱、床、天井（又は屋根裏面）は不燃材料で造り、又は覆われていること。
- エ 室内保有空間とその他の部分との境界となる床面は、容易に消えない白線又は黄色の塗料等で幅 10cm の境界線が明瞭に表示されていること。
- オ 室内保有空間内にある壁体の開口部には、防火設備が設けられていること。
- カ 消火設備として、当該施設場所に 2 本以上の消火器（2 本のうち 1 本は A、B 及び C 火災に適応するものとする。）が設けられていること。
- (2) 油圧装置等に付属する危険物タンクについては、条例第 31 条の 4 第 2 項第 4 号から第 7 号及び第 10 号の規定を適用しないことができる。

## 第 12 指定数量未満の危険物を取り扱う放電加工機の位置、構造及び管理の基準（条例第 10 条の 2 関係）

### 1 温度上昇による自動加工停止装置（条例第 10 条の 2 第 1 項第 1 号）

「加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置」とは、設定温度（60℃以下）を超えた場合に、液温検出装置と連動して自動的に加工を停止する装置をいう。

### 2 液面低下による自動加工停止装置（条例第 10 条の 2 第 1 項第 2 号）

「加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置」とは、加工液が工作物上面から 50mm より低下した場合に、液面検出装置と連動して自動的に加工を停止する装置をいう。

### 3 加工液への着火による自動消火装置（条例第 10 条の 2 第 1 項第 4 号）

「加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置」とは、加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置をいい、「消防防災用設備等の性能評定について」（昭和 57 年 11 月 30 日付け消防予第 243 号消防庁予防救急課長通知）に基づき性能評定された自動消火装置も含まれるものであること。

### 4 取付け（条例第 10 条の 2 第 2 項第 3 号）

「工具電極を確実に取り付け」については、使用前に取付け状況の確認を行うことで足りるものであること。

### 5 点検及び整備等（条例第 10 条の 2 第 2 項第 4 号）

「必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持する」とは、自動加工停止装置、自動消火装置等が正常に作動するか定期的に点検を行い、不良箇所が発生した場合は、整備を行っ

た後に点検を行い、正常に作動するよう管理することをいう。

## 6 危険物数量の算定

危険物の数量の算定については、放電加工機設置届出書の添付書類において容量計算等により容量が明確であるものについては、当該容量とし、容量計算等により明確にされていない加工液タンクについては、当該タンクの内容積の90%の量をタンクの容量として取り扱う。

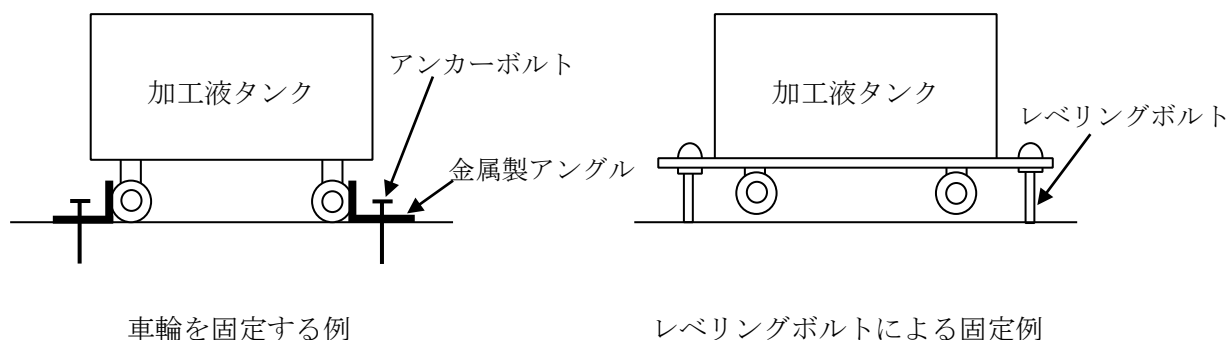
## 7 加工液タンクの基準

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う加工タンクについては、条例第31条の4第2項第4号、第6号及び第7号の規定によらないことができる。

## 8 地震等による転倒防止措置

放電加工機は、地震動その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、き裂し、又は破損しない構造とするよう指導すること。

なお、放電加工機本体が相当な重量を有している場合、容易に転倒しない構造として取り扱って差し支えないが、加工液タンク等で車輪を有するものについては、当該車輪を固定する等の必要な措置を講じるよう指導すること。この場合において、具体的な固定方法としては次のとおりである。(第22図参照)



第22図

## 9 微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う放電加工機の基準

- (1) 微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う放電加工機の本体と加工液タンクを接続する配管は、金属製とするよう指導すること。
- (2) 微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う放電加工機にあつては、窓等の開口部により有効に換気できる場合は、条例第10条の2第3項において準用する第10条第3号に規定する「換気装置」を有しているものとして扱って支障ないものとする。

## 第13 指定可燃物（別表第8関係）

### 1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となるものとして条例別表第8の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。(第9表参照)

第9表 条例別表第8と具体的な品名（例）

可燃性固体类等	綿花类等	品名		数量	具体的な品名（例）
	○	綿花類		200kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず		400kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず		1,000kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
	○	糸類		1,000kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類		1,000kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料		1,000kg	廃棄物固形化燃料（RDF 等）
○		可燃性固体類		3,000kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類		10,000kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類		2 m <sup>3</sup>	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず		10 m <sup>3</sup>	家具類、建築廃材
	○	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m <sup>3</sup>	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○		その他のもの	3,000kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

## 2 品名の区分

### (1) 綿花類

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

ウ 羽毛は綿花類に該当する。

エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄メされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋を針金で締め、圧縮した状態のまま流通しているものをいう。）は、綿花類に該当しない。

オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

(ア) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

(イ) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

### (2) 木毛及びかんなくず

ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(3) ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

(4) 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

(5) わら類

ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 乾燥藁とは、い草を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

(6) 再生資源燃料

ア 『資源の有効な利用の促進に関する法律』（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれる。

(ア) RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

(イ) RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。

(ウ) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

イ 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

(8) 石炭・木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭や炭団もこれに該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないこと。

(9) 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

(10) 木材加工品及び木くず

ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。

エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。

オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(11) 合成樹脂類

ア 合成樹脂とは、石油等から化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201-2「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

エ 一般的に使用される合成樹脂の次の表のとおりである。（第10表参照）

第 10 表 一般的に使用される合成樹脂の例

<p>酸素指数 26 未満の 合成樹脂の例※</p>	<p>アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (A S) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (A B S) エポキシ樹脂 (E P)・・・接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (U P) ポリアセタール (P O M) ポリウレタン (P U R) ポリエチレン (P E) ポリスチレン (P S) ポリビニルアルコール (P V A L)・・・粉状 (原料等) ポリプロピレン (P P) ポリメタクリル酸メチル (P M M A、メタクリル酸樹脂)</p>
<p>酸素指数 26 以上又は 液状の合成樹脂の例</p>	<p>フェノール樹脂 (P F) フッ素樹脂 (P F E) ポリアミド (P A) ポリ塩化ビニリデン (P V D C、塩化ビニルデン樹脂) ポリ塩化ビニル (P V C、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (U F) ケイ素樹脂 (S I) ポリカーボネイト (P C) メラミン樹脂 (M F)・・・球状 (原料等) アルキド樹脂 (A L K)</p>

※ 難燃化により酸素指数が 26 以上のものがある。

注 ( ) 書は略号又は別名を示す。

オ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって、合成樹脂が容積又は重量において 50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

カ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは、加硫剤を加え、手袋や接着剤に使用されている。

(イ) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

第11表 合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム (SBR)	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム (NBR)	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

(ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

キ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

ク ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

ケ フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

第12表 フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

コ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

(12) 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

ア 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。

イ 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。

ウ 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第8の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

第14 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

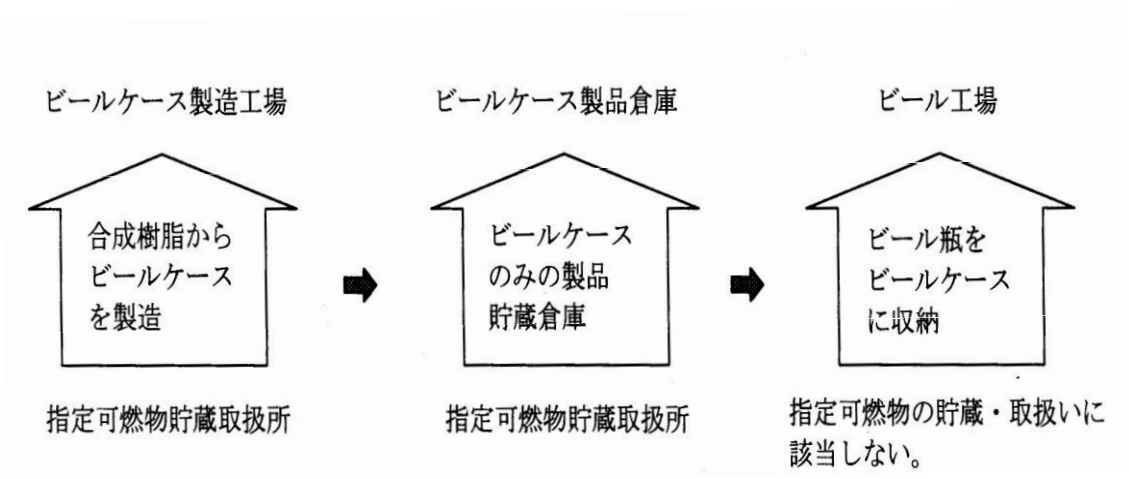
1 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

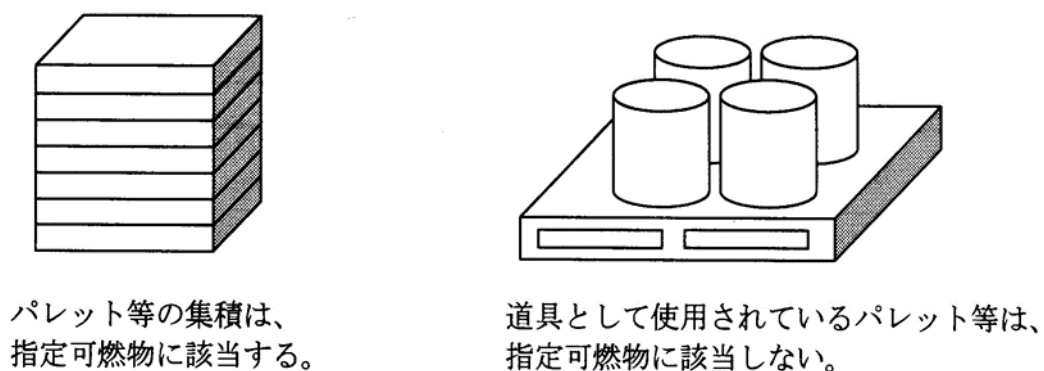
- (1) 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。
- (2) 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

## 2 貯蔵又は取扱いに該当しない場合

- (1) 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ等、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等
- (2) 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- (3) 百貨店等において陳列、展示しているもの
- (4) 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
- (5) ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第23-1～第23-2図参照）



第23-1図



第23-2図

## 3 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

- (1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い  
可燃性固体類等の同一場所の扱いは、第1、別紙に準ずること。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととすること。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例1】糸類 500,000kg（500倍）、綿花類 60,000kg（300倍）、ぼろ及び紙くず 800kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第8に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第8の数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計800倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

品名	貯蔵取扱量	別表第3の数量	備考
糸類	500,000kg	1,000kg	別表に定められている量の500倍
綿花類	60,000kg	200kg	別表に定められている量の300倍
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000kg	別表に定められている量未満のため非該当
			別表に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800倍となる。

【例2】綿花類 150kg、糸類 800kg、ぼろ及び紙くず 800kg のように2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第8の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。

品名	貯蔵取扱量	別表第3の数量	備考
糸類	800kg	1,000kg	別表に定められている量未満のため非該当
綿花類	150kg	200kg	別表に定められている量未満のため非該当
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000kg	別表に定められている量未満のため非該当
			別表に定める量未満の場合は、合算しないため貯蔵取扱いの対象外

【例3】条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸類  
 500kg      500kg      500kg      500kg      2,000kg

第15 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第33条関係）

1 容器等の基準（条例第33条第1項第1号）

- (1) 容器への収納  
 容器への収納は、第3、9、(1)の例によること。
- (2) 内装容器等への表示  
 化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- (3) 容器等の積み重ね高さ  
 容器等の積み重ね高さについては、第3、10の例によること。

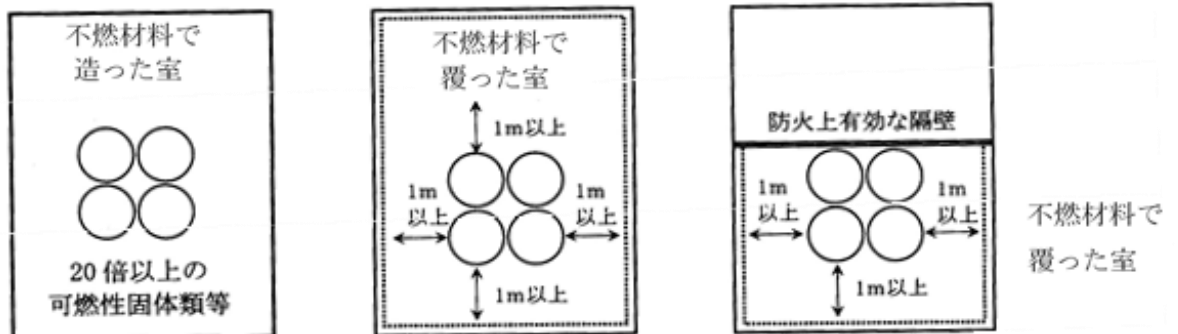
2 空地（条例第33条第2項第1号）

屋外の貯蔵取扱所の周囲に設ける空地等は次によること。

- (1) 空地、防火上有効な塀については、第4、1の例によること。
- (2) 金属で気密に造られた設備については、同号の表に掲げるタンク又は金属性容器の項に掲げる空地の幅を適用できるものとする。

3 条例別表第8に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合（条例第33条第2項第2号）

- (1) 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。
- (2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有すること。（第24図参照）



第24図

4 基準の準用（条例第33条第3項）

- (1) 標識、掲示板

標識及び掲示板については、第3、11、(1)の基準の例によること。

(2) タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合

第6を準用するほか、次によること。

ア 屋外のタンクにおいて30倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危政令第11条の規定(特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。)によること。

イ 次に掲げる可燃性液体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量以上の容量を収納できる流出防止措置を講じること。

(ア) 20℃で液状の可燃性固体類等

(イ) 20℃で液状の動植物油類

(ウ) 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類

(エ) 液状で貯蔵し、又は取り扱う動植物油類

ウ 車両に固定されたタンク(容量が4,000ℓを超える場合)に可燃性固体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4,000ℓ以下ごとに厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で完全な間仕切りを設けること。

(3) タンク以外において貯蔵し、又は取り扱う場合

液状で貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次のア又はイの基準によらないことができる。

ア 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、第4、2の例によること。

イ 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造は、第5、3の例によること。

## 5 消火設備

可燃性固体類等の移動タンクについては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条の規定により消火器を設置することとされており、また、施行令別表第1(20)項に掲げる舟車として法第17条第1項の規定が適用される。

## 第16 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(条例第34条関係)

### 1 火気の使用制限(条例第34条第1項第1号)

「みだりに火気を使用しないこと」とは、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮し、火気の使用は、次の各号の全てを満たす場合に認められるものとする。

(1) 正当な理由がある場合に限ること。

(2) 管理が徹底されていること。

(3) 防火上安全な場所であること。

(4) 安全な方法による火気の使用であること。

### 2 係員以外の者の出入制限(条例第34条第1項第2号)

「係員」とは、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所において、常時業務に従事する者をいう。

### 3 綿花類等の整理(条例第34条第1項第3号)

「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離(1m以上)を確保し、かつ、それぞれを明確に区分し、管理を徹底することをいう。また、「地震等により容易に荷くずれし、落下

し、転倒し、又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

#### 4 綿花類等のくず、かす等の処理（条例第34条第1項第4号）

「1日1回以上」とは、作業工程等の実態に応じ、その回数を定めるものであり、原則として、「綿花類等のくず、かす等」が発生した場合は、直ちに処理すること。

#### 5 標識及び掲示板（条例第34条第2項第1号）

標識及び掲示板は、第3、11、(1)の基準の例によること。

ただし、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は「火気注意」とすること。

#### 6 適温に保つための散水設備等（条例第34条第2項第2号）

「散水設備等」とは、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等とし、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、1集積単位の面積が400㎡以下、集積単位相互間の距離を1m以上とすることができるものとする。

#### 7 火災の拡大等のための散水設備（条例第34条第2項第3号ア）

「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置」とは、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の設置によることとし、当該設備を設置した場合は、表に掲げる距離を適用しないことができるものであること。

#### 8 合成樹脂類を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第34条第2項第3号イ）

(1) 保有空地又は防火上有効な塀については、第4、1の例によること。

なお、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う設備が金属で気密に造られたものである場合は、条例第31条の3第2項第1号の表中「タンク又は金属容器」の項に示す空地の幅（1m以上）とすることができるものとする。

(2) (1)のほか、必要に応じ、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲の四隅、隅角部等を、くい、縁石、塗装等により表示するよう指導すること。

(3) 「火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置」とは、水幕設備、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等を設けた場合をいう。

#### 9 合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第34条第2項第3号ウ）

「火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置」とは、8、(3)と同様の措置を講じた場合をいうものであること。

#### 10 温度測定装置（条例第34条第2項第4号）

「温度測定装置」は、第3、13の基準の例によること。

### 第17 その他

この基準の運用にあたり疑義が生じた場合は、予防課長と別途協議を行うこと。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に存する指定数量未満の危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所に係る規制については、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。